

障 号 外
令和 2 年 11 月 16 日

県内障害福祉サービス施設・事業所等の管理者 様

岩手県保健福祉部障がい保健福祉課総括課長

県内障害福祉サービス施設・事業所等職員への慰労金及び支援事業について

日頃より、県の障がい福祉行政の推進に格別の御理解、御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、令和 2 年 7 月 28 日付け障第 411 号及び令和 2 年 8 月 20 日付け障第 515 号で、県内障害福祉サービス施設・事業所等職員への慰労金の支給及び新型コロナウイルス感染症対策への支援事業について通知しておりますが、下記の事項に御留意の上、早期に申請されるようお願いいたします。

記

【共通事項】

- 1 本事業は、原則、岩手県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に申請を行うこととし、申請期日は令和 3 年 2 月 28 日（日）までとなっております。
- 2 これまで申請した複数の事業所において、様式等の改変を行う等により、データエラーが生じ、再度、申請が必要な事例が発生しています。様式の改変や数式が入っている箇所への手入力は絶対に行わないでください。
- 3 国保連の申請処理は、月 1 回となっていることや申請期日が定まっていること、データエラー等により、年度内の処理が困難となることが予想されます。
- 4 このため、可能な限り年内（11 及び 12 月）に慰労金及び支援事業の申請を行ってください。
- 5 2 月末での申請の場合、支給は 3 月 31 日の支給予定となっておりますが、同日付で実績報告書を県に提出いただくことになります。（必着）
- 6 実績報告書を審査した結果、支給対象外経費が認められた場合や概算払いで受領した金額を下回った場合などは、補助金を返還いただきます。

【慰労金関係】

- 1 氏名（旧字体）・生年月日（西暦）は、正確に記入ください。
- 2 申請前に職員から委任状を徴収してください。
- 3 医療機関及び介護施設との重複申請されている方がいます。申請の際に、必ず、職員に他法人での慰労金の有無を確認ください。
- 4 振込手数料は事業所単位で支給することになります。法人全体の合算ではありませんので留意してください。申請時点から変更となった場合は、実績報告書で修正してください。

【支援事業関係】

- 1 この補助金の交付対象は、令和2年4月1日から実施した事業としています。
- 2 事業費全額の概算払いを受けられます。これにより、支援金受領後に衛生用品等を購入することが可能となっていますので、上限額まで購入予定の場合は、一回の申請で全額を申請してください。
- 3 マスク等の衛生用品等は、新型コロナウイルス感染症に備えた備蓄分も対象としています。
- 4 工事請負費は、補助対象外（多機能型簡易居室の設置に要する経費を除く）です。
- 5 申請時点では、用途・品目・数量等は、大まかな目安でも可能ですが、科目は適切に整理の上、記載してください。
例）マスク等の衛生用品：需用費、空気清浄機：備品購入費
- 6 申請時点から物品を変更して購入した等の場合は、実績書（様式2）に実際に使用した経費を記載してください。
- 7 多機能型事業所として複数サービスの指定を受けている場合は、該当するいずれかのサービスに係る基準単価を用いてください。
- 8 事業完了後は、速やかに実績報告書を提出してください。実績報告書で対象外経費が認められた場合は、実績報告書の再提出で対応することは可能ですが、翌年度の提出は認められませんので御留意ください。
- 9 年度途中で、事業所名等を変更した場合について、既に、旧事業所で支給を受けていた場合は、補助対象となりませんので御留意ください。
- 10 サービス事業所の指定を受けている場合でも、事業を休止している場合や本年度利用者がいない状況等のかかり増し経費と認められない場合は、補助対象となりません。申請後、これらが判明した場合は、返還となりますので御留意ください。

【その他】

申請等に際して、御不明な点等は、以下の事務局まで御連絡ください。

- 1 事務局
岩手県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業 事務局
- 2 問合せ先
電話 019-601-5309（電話のみ対応）
9：00～17：00（土日祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く）

【担当 障がい福祉担当】